

○4 番（吉川孝勇議員） 宝永町住宅団地におきましては、長年の浸水騒ぎやまた非常に豪雨時には心配しながら住んでおられるわけでございますので、行政としても精一杯の努力をよろしく願いをいたしておきます。答弁はいりませんけれども、何事によらず、国や県からの支出金だからといってもやはり安芸市の金庫にお金は入るわけであります。市民からいただいた税金も同じものでございます。慎重に大切に使うていただくことをお願いして、質問を終わります。

○川島洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

○2 番（清岡隆二議員） 議長。

○川島洋一議長 2 番 清岡隆二議員。

○2 番（清岡隆二議員） 議題となっておりますこの一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議を提出したい。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長 簡単に説明願います。

○2 番（清岡隆二議員） 修正の内容につきましては、歳出予算4款1項保健衛生費に係る補正額1,759万円を削減するため、所要の修正をするものであります。

（修正案の提出あり）

○川島洋一議長 ただいま、2番清岡隆二議員から動議が出ましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○川島洋一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件に対して、清岡隆二議員ほか3名から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

2 番 清岡隆二議員。

○2 番（清岡隆二議員） 修正動議の説明を申し上げます。

議案第67号「平成26年度安芸市一般会計補正予算（第2号）」に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び安芸市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

平成26年6月16日

発議者 安芸市議会議員 清岡隆二

発議者 安芸市議会議員 丸岡秀夫

発議者 安芸市議会議員 高橋哲夫

発議者 安芸市議会議員 米田佐代子

修正は、先ほども申し上げましたとおり、歳出予算4款1項保健衛生費の新火葬場用地測量及び施設の実施設計委託料に係る補正額1,759万円を削除いたしたく、所要の修正をするものであります。

修正案を順次説明いたします。補正予算書は1ページですが、平成26年度安芸市一般会計補正予算（第2号）第1条第1項中「3億4,934万4,000円」を「3億3,175万4,000円」に、「118億7,579万8,000円」を「118億5,820万8,000円」に改める。

歳入につきましては、補正予算書2ページでございますが、18款繰越金、1項繰越金、補正額「2,185万8,000円」を「2,176万8,000円」に、20款市債、1項市債、補正額「4,930万円」を「3,180万円」に、歳入合計、補正額「3億4,934万4,000円」を「3億3,175万4,000円」に改め、歳出につきましては、補正予算書3ページの4款1項保健衛生費、補正額「1,759万円」を「0」に、したがって4款衛生費の補正額「3,220万6,000円」を「1,461万6,000円」に、補正予算書4ページの歳出合計、補正額「3億4,934万4,000円」を「3億3,175万4,000円」に改める。なお、この補正額の修正に伴う計の欄の修正額は、修正案に記載のとおりでございますので、お目通しをいただきます。

地方債補正追加につきましては、補正予算書5ページ、起債の目的、環境衛生施設整備の限度額「3,580万円」を「1,830万円」に改めるものであります。

提案理由を申し上げます。新火葬場の候補地決定については、地区住民の理解と協力が得られることが前提であり、一方的に推し進めるものではなく、事前に多くの地区住民の理解が得られるよう十分に説明を尽くすべきです。

地区住民の一定の理解はおろか、説明会の前に既にこの予算を計上しておりますが、民意を無視した一方的なやり方としか受けとめられず、このことは行政不信を招くことにつながり、何よりも市民との対話重視という市長の政治姿勢とかけ離れた行為と言わざるを得ません。

また、市長の開会挨拶に「正式に候補地が決定すれば速やかに着手できるよう」とありますが、これらの設計委託に係る工事は、財源的にも本年度着工できないはずで、設計の期間を考慮しましても、今計上する必要性はなく、かえってこのことが混乱を招くことになりかねません。

よって、これらの理由により、提出するものであります。何とぞ、御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○川島洋一議長 これより、本修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長 御異議なしと認めます。よって本件については委員会への付託を省略するこ

とに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13 番 尾原進一議員。

○13 番（尾原進一議員） 議案第 67 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）」について、新火葬場造成測量設計・実施設計に関する予算に対し、修正動議が提出されました。私はこの修正動議に反対の立場から討論を行います。

修正動議が出された理由は、平成 26 年 6 月 10 日の伊尾木公民館において、安芸市長、副市長を初め環境課職員が新火葬場建設候補地を黒瀬谷とした経緯についての説明会において反対の意見が出されたことや、執行部が地元住民に説明を開始したばかりであり、こうした新火葬場造成測量設計・実施設計に関する補正予算を計上することは時期尚早であると判断されたと推測をいたします。

しかし、6 月議会の市長挨拶でもありましたように、直接の侵入ルートになる宮田岡地区への訪問や、6 月 10 日の説明会において、安芸市のいずれかの場所に火葬場は必要であることから、黒瀬谷への建設はやむを得ない、過去のいきさつはあるが、今の状況からするとしかたがないなど、黒瀬谷候補地を容認する意見もございます。私の元にも、伊尾木の方から、なぜ火葬場を伊尾木黒瀬谷に持ってこないのですかという声も多く届いております。

私は、火葬場の建設は喫緊の課題であり、多くの市民が待ち望んでいること、大きな安芸市の悲願の課題であると以前から訴えております。また、いつ起こるかわからない、あす起こるかもしれない南海地震などの大きな災害に対応するためにも、火葬を市外の施設に委ねることのないよう、早期に安芸市内へ建設することが必要です。その適地は伊尾木の黒瀬谷であります。平成 25 年 9 月議会の一般質問において、私は、田舎では火葬場の概念というものは、人里離れたところ、静かなところ、そして景観のよいところ、そしてお金の要らないところ、そして民家のないところ、この条件が一番当てはまるのが黒瀬谷であると言いました。このことは最初から一環をして言ってきたところでございます。平成 22 年 6 月に安芸市が西浜に候補地を決定するまでの議論の過程でも私は随分主張をしてきました。

こうしたことから、新火葬場の候補地を西浜以外の 6 カ所の候補地から決定すると公約にあげた横山市長が選挙で有権者から選ばれ、9 月に就任しました。9 月以降、市長みずから再調査した結果、用地取得の実現性や造成費、アクセス道路、水道、人家から 200 メートル以上離れているという条件に当てはまるのが伊尾木黒瀬谷しかないため、3 月議会で黒瀬谷を候補地とすることを表明されました。

平成 26 年 4 月 25 日の産業厚生委員会において、私は伊尾木の住民の方のこれまでの経緯はあると思うが、川北の西ノ島地区でのし尿処理場更新に当たって、私が当時議長をしておった関係で、執行部とともに地元の話し合いを重ねた経緯をもとに、黒瀬谷しかないという決意を、強い決意を持って地元への説明を重ねるよう、執行部にも激励いたしております。

今回の安芸市一般会計補正予算が修正された場合、伊尾木住民は安芸市議会が予算を否決する

ことは、過去のいきさつからして、議会が黒瀬谷を候補地とすることは困難と判断したと受け取りかねません。西浜の候補地の二の舞になり、伊尾木黒瀬谷での火葬場建設は頓挫してしまうことは必至であります。黒瀬谷には住民訴訟事件で争いになっている西浜候補地のような 200 メートル以内に人家もなく、また都市計画区域外であるため公聴会などの必要性もなく、訴訟が起こり得るような法的な障害はありません。黒瀬谷しかないという強い決意を持って対応すれば必ず道は開けます。

何度も繰り返しますが、黒瀬谷で火葬場が建設できないときは白紙に戻るだけでなく、今後どの地域においても強い反対運動さえ起こせば火葬場は建設できないという前例をつくることにもなります。これは、西浜の候補地から数えて 2 つ目の事例となります。極論を言いますと、安芸市のどの地域でも火葬場の建設はできなくなってしまうです。

今回の安芸市一般会計補正予算の予算計上はあくまでも住民への丁重な説明を尽くしながら、作業を並行して行い、早期完成を目指すということでもあります。これ以上火葬場建設時期をおくらせないことが市民の生活と暮らしを守ることにつながるという観点から、修正動議に反対の討論といたします。

○川島洋一議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長　ほかに討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 67 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

まず、本件に対する清岡隆二議員ほか 3 名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○川島洋一議長　起立少数であります。よって修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○川島洋一議長　起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

○7 番（川島憲彦議員）　議長。

○川島洋一議長　7 番　川島憲彦議員。

○7 番（川島憲彦議員）　議案第 67 号の中の新火葬場造成設計及び実施設計に係る予算執行の留保を求める決議を提案いたしたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

（決議案の提出あり）

○川島洋一議長　ただいま、7 番川島憲彦議員から決議案提出の動議が出され、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 9 分

再開 午前 11 時 15 分

○川島洋一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川島洋一議長 御異議なしと認めます。

よって、この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 3、議案第 69 号「議案第 67 号『平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）』における新火葬場造成設計・実施設計に係る予算執行留保を求める決議」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

7 番 川島憲彦議員。

○7 番（川島憲彦議員） 議案第 69 号「議案第 67 号『平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）』における新火葬場造成測量設計・実施設計に係る予算執行留保を求める決議」

上記の議案を別紙のとおり、安芸市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 26 年 6 月 16 日

発議者 安芸市議会議員 川島 憲彦

賛成者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

賛成者 安芸市議会議員 安 藝 久美子

賛成者 安芸市議会議員 小 松 知恵子

案文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議案第 67 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）」における新火葬場造成測量設計・実施設計に係る予算執行留保を求める決議（案）

このたび新火葬場の建設候補地として伊尾木地区黒瀬谷に絞り込み、行政は住民への説明と火葬場建設への理解を得るためにその対応を始めており、宮田岡地区住民への戸別訪問と 6 月 10 日に初めて全地域住民を対象に「説明会」を開いたばかりである。この説明会の模様を伝える地元新聞は「反対意見続出」と報じる状況であり、今後、継続した地元住民との話し合いが不可欠である。現時点は住民の理解を得るための話し合いに入ったばかりであるが、既に新火葬場の用地測量設計及び実施設計委託料の予算が議会提案されている。火葬場建設に当たって地元住民の合意が前提であることは言うまでもない。

現時点において行政が重視すべき対応は住民の意見を聞くことであり、火葬場建設への住民合意が得られるまで、下記予算について執行留保を求める。

記

議案第 67 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）」

4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目環境衛生費 13 節委託料

新火葬場造成測量設計・実施設計 17,590,000 円

以上であります。

○川島洋一議長 これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長 御異議なしと認めます。よって本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長 別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 69 号「議案第 67 号『平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）』における新火葬場造成測量設計・実施設計に係る予算執行留保を求める決議」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○川島洋一議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から 22 日まで休会とし、23 日午前 10 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 11 時 21 分